

國學院大學学術情報リポジトリ

一條兼香と垂加神道・崎門学

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大貫, 大樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001091

一條兼香と垂加神道・崎門学

大貫 大樹

はじめに

桜町天皇は君主としての御自覚が強かった「聖主」（『閑窓自語』）として知られる。その「聖主」の下で関白を勤めていたのが、当時「当世ノ才」（『槐記』）と評されていた一條兼香（元禄五（一六九三）年～寛延四（一七五二）年）であった。橋本政宣「寛延三年の「官位御定」をめぐる」（『近世公家社会の研究』吉川弘文館、平成十四年所収）では、天皇の御意志によって進められた一連の官位制度改革が「もっぱら桜町天皇と一条父子との協議によりなされたもの」（七八一頁）である事を明らかにされている。

一方、桜町天皇と兼香は、時として意見を異としていた事例も明らかにされている。田麿久美子「近世勅門衆と朝廷政務機構について」（『古文書研究』五六、平成十四年）では、天皇が清華大臣の勅問衆参列を促した際にこれを否定した事が、木村修二「近世公家社会の〈家格〉制―「摂家」と「清華家」を中心に―」（『近世の畿内と西国』清文堂、平成十四年所収）では、天皇が提案した清華家出身者による摂家相続を拒んでいた事が明らかにされている。両氏

の研究を受けた村和明「桜町上皇と朝廷運営」(『近世の朝廷制度と朝幕関係』東京大学出版会、平成二十五年所収)は、桜町天皇の御治世に於ける政治動向について「当主の急逝が続く摂家の力を削ぐ」とする桜町天皇の意向を、一条兼香が拒否し、逆に摂家の地位を強化する結果になっていくという構図があったとみることもできよう」(一九一頁)との見通しを示された。

近年でも長坂良宏「近世摂家相続の原則と朝幕関係―寛保三年摂家相続問題を事例として―」(『近世の摂家と朝幕関係』吉川弘文館、平成三十年所収)が、九條植基薨去後、その相続をめぐり、桜町天皇の御弟政宮(遵仁法親王)が後を継がれる事を望んだ兼香と「王威」が軽くなる事を危惧した天皇との間で意見が「対立」していた為、一條兼香・道香父子と天皇が「官位制度改革などに代表されるように、朝議を協調して行ってきたとの評価であるが…桜町天皇期の朝廷運営のあり方は再検討すべきである」(三九頁)とされた。なお附言すると天皇と兼香との間で意見を異とした事例そのものは、既に橋本氏も「桜町天皇の官位制度改革と朝威の覚醒」(前掲『近世公家社会の研究』所収)にて示されている。ただし、同氏は寧ろ「一条父子からの願いといたっても容易に(筆者註―官位勅任は)許されなかったのであり、天皇の官位についての強い意志」(八一九頁)を示そうとされたのであって、単に「対立」と捉えてはいない。

ところで兼香による「禁中并公家中諸法度」第一条の解釈を通じて、同法令が公家に如何に理解されていたのかを検討された田中晁龍「禁中并公家中諸法度第一条について」(『近世朝廷の法制と秩序』山川出版社、平成二十四年所収)に於いて「桜町天皇が和歌ばかりに情熱を傾け、学問には関心を示していないという状況に危機感を覚え」「四書五経ハせめて御読書可有之事歟」という表現には、まさに一条兼香が天皇に抱く痛烈な問題意識を読み取ることができる」(三八頁)「天皇学として学ぶべきことの第一が「修身治国平天下御学問」であったという認識は、近衛家の

對抗意識とは別に、元より一貫して持ち続けていたと考えられる」(四二頁)といった指摘は、兼香の志向性を見る上で重要と考える。だが、かような志向性は如何に養われたのか、この点が同研究では言及されていない。

そこで注意すべきは彼の重視した学問であろう。兼香が垂加神道を学んでいた事は先学によって明らかにされているが、この点に留意しながら山口和夫「近世の朝廷・幕府体制と天皇・院・摂家」(『近世日本政治史と朝廷』吉川弘文館、平成二十九年所収)は「天中柱皇神」(霊元天皇)の下御霊社相殿奉斎に至る経過を詳細に追われ「関白一条兼香を中心とする天中柱皇神の祭祀と下御霊社神主家との結合は、後に宝暦事件で問題化する公家社会の垂加神道受容拡大の一因になったと考えることができる」(二六一頁)との見通しを示された。然りとせば、宝暦事件の前史として、兼香と垂加神道をめぐる動向を検討する事は必須の作業と言えよう。ただし、同研究では、兼香が垂加神道を学んでいた事を抑えつつも、その神学が彼に如何なる影響を与えていたのか、具体的な論究がみられない。

唯一、兼香の志向性を養ったものが垂加神道である事を江頭慶宣氏が一連の研究で明らかにされているが、垂加神道・崎門学の修学実体について具体的に論究されているわけではなく、また、学祖山崎闇斎の学問が神儒兼学であった事を踏まえれば、兼香による朱子学の修学実態にも注意すべきであろう。現状、兼香と崎門学との関係について専論した研究は見られないが、一條家に崎門学者が頻繁に出入りし、兼香に経書講義を行っていた事が『兼香公記』に見しており、彼の思想を見る上で重要である。この点をも検討する事で、先学の諸成果を補うことになると思われる。

そこで本稿では東京大学史料編纂所に所蔵された『兼香公記』全二七四冊・『兼香公記別記』全一九冊から、彼の学問、殊に垂加神道・崎門学関係の記事を追い、兼香の思想と彼の持つ志向性が、如何に養われたのかを明らかにしめる。⁽¹⁾その上で、兼香の言行が意図するところを検討し「桜町天皇期の朝廷運営のあり方」についての見通しも、些かではあるが示したい。次節では先ず兼香による崎門学の修学実体について確認しよう。

一、崎門学の修学

(一) 兼香の学んだ崎門学者

青年時代より兼香が崎門学に親しんでいた事は、宝永三年二月二十四日条に於いて「明日伏原三位内々所望之旨、大学講読可被始之由遣申也、…伏原三位依頼、明日浅井万右衛門御席可候之由」云々との記事からも窺える。「伏原三位」は明経博士伏原宣通であり、山崎闇斎や正親町公通、また大山為起といった垂加神道家と親しく交わった人物である。⁽⁵⁾「浅井万右衛門」とは、闇斎直門で八條宮尚仁親王にも近侍した浅井琳庵である。⁽⁶⁾この時期、琳庵は一條家出入りの儒者として、兼香へ『大学』・『論語』（同七年七月二十四日条）・『孟子』（同八月四日条）を教授していた。琳庵は兼香が就いた最初の師であったが、享保二年（一七一七）年に歿している。

琳庵歿後の兼香が親しく学んだ人物は、享保三年十月二十八日条に「三宅丹次、初而来謁也」と見えるが如く、闇斎直門で浅見綱斎からも親しく学んだ崎門学者三宅尚斎であった。⁽⁷⁾尚斎に学んだ記事は、享保三（一七一八）年から同六（一七二一）年までの間に散見されるが、彼から学んだ書物は『大学』・『中庸』・『資治通鑑』・『近思錄』・『大極図説』・『西銘』・『敬斎箴』に加え、保科正之編『二程治教録』・山崎闇斎『性論明備録』・『仁說問答』といった崎門学関係の書物をも学んでいる。享保六年には「尚斎先生」（同八月十日条）との敬称を附して記録する事も増えており、この頃から兼香は尚斎を学問の師として尊敬し、彼との間に師承関係も出来ていた。

尚斎に対する尊敬の念という事で言えば、兼香は尚斎門の儒者も一條家に入出入りをさせ、彼らからも經書を親しく学んでいた。以下『兼香公記』に見える尚斎門の初見記事を挙げ（傍線筆者「」は割注、以下同じ）、それぞれの学者について『崎門学脈系譜』（晴心堂、昭和十五年）から確認しよう。

享保六年三月二十二日条

丹次来先、見味地義兵参始也、是今度師丹次土佐国守為賓客、近々令下向於關東之故、兼而門弟中令聞合処、此者只今於彼門中宜令講説、仍同道来也、

同閏七月七日条

三宅伝之助来、：

同七年二月十日条

尚斎先生遣順利処、下友学問之事、：

同二十年二月十三日条

津田勘六「尉斗日本上下」来初而大納言：自来十六日為素説可参之由告之、

「味地義兵」とは尚斎の姉の孫で、綱斎にも学んだ味池修居⁽⁸⁾である。土佐から賓師として招聘された尚斎は、江戸の藩邸に向かう事となった。それ故、門弟らで話し合つて彼らが兼香に經書を講ずる事となったという。この後、尚斎門は一條家へ頻繁に出入りをしているが、修居による經書講義の頻度は群を抜いている。彼が兼香に講じた書目は『論語』・『書經』・『尚書』・『大学或問』・『小学』・『近思錄』・『敬齋箴』・『朱子家礼』に加え、正之編『玉山講義』・闇斎『洪範全書』・拘幽操『中和集説』・武銘、綱斎『拘幽操附録』・『四箴附考』、佐藤直方『講学鞭策録』を受けており、修居を通じて兼香は朱子学のみならず、闇斎の直弟子らの書物を学び、崎門学派の要所を学んでいた事が知れる。

「三宅伝之助」とは三宅典昌であり、尚斎に学ぶ一方「又学於訂斎」（『崎門学派系譜』）とある。「訂斎」とは尚斎が兼香に遣わせた「順利」こと久米訂斎⁽⁹⁾である。彼もまた、修居と共に兼香へ頻繁に講義を行った一人であり『孟子』・『孝經』・『孟子要略』・『感興詩』・『朱子行状』・『童蒙須知』に加え、闇斎『白鹿洞学規集註』・『關異』、綱斎『靖献遺言』

卷之三〈陶淵明〉と、彼もまた修居と共に崎門学に於いて要となる書を講じていた。なお訂斎は「綱齋先生小学講義」を兼香へ献上し（同八年正月二十日条）、また「今日綱齋先生小学講義三十四枚書写終即返之」「於順利也、而以同人頼之加校合了」（同年四月二十七日条）とあり、訂斎から綱齋の『小学講義』を借りた兼香はこれを書写し、それを訂斎が校合していた。さらには「今日終日靖猷遺言講義二冊、以順利本令校合、即事了」（同九年四月二十日条）とあり、兼香は綱齋の『靖猷遺言講義』を訂斎の持っていた同書と校合している。これらの記録は訂斎が綱齋の講義筆記を多数所持していた事を示すもので、綱齋の学が尚斎門へ強い影響を与えていた一例とも言えよう。

最後の「津田勘六」とは津田近義の事で、享保二十年頃には、兼香も朱子学を熟知していたのであろう。近義は主として兼香の子息道香に向けて経書を講じていた。

かくの如く、尚斎門の下で兼香は朱子学を修めている。ところで兼香が朱子学を修めんとする所以であるが、享保十三年三月十五日条に於いて以下の通り見える。

今日若君大学序終、仍渡論語学而篇一冊了、

抑兼良公朱熹好新注、故殿従彼流学新注、余依顧命学朱子、当時朱子流紛々、而得正道者敬義先生之外無之、

故殿御命余子孫、以朱子学為第一事也、近代伏原家者用新流、舟橋家者かきりて用古注、仍堀川門多令行向、誠

ニ如後光明天皇聖主依無之、異学多、

一條家とは遠祖で和漢の学を修めた一條兼良以来、朱子学を重宝してきたのであり、兼香の父も遠祖以来の家風に基づき、朱子学を学んでいた。兼香も父に命じられ、朱子学を学び始める。彼が四書に止まらず、朱子学関係の重要書をも徹底して学んでいたのは兼輝の遺命による。また兼香は、鷹司房輔の実子であり、兼輝に男子がいなかった事から一條家の養子となっている。一條家に養子に入った兼香は、同家の当主たる者の自覚を兼輝から養われ、目指すべ

きは敬慕する遠祖「兼良公」である事を強く自覚した事も朱子学を熱心に学んだ背景にあった。かくて朱子学を志すも当時は、多くの学派が乱立していた。しかし、朱子以来の正道を得ているのは「敬義先生之外無之」であつた事から、父と同様に兼香も崎門学を学んだのである。

さらに当時の伏原家は崎門学を親しく学んで「新流」（朱子学）を用いていたが、もう一方の明経博士家である船橋家は「古注」を用いており、また同家の周辺では崎門と同じく京都で活動し、朱子学批判を展開した伊藤仁斎を祖とする「堀川門」に学ぶ者が多かつたようである。兼香は、後光明天皇が聖主として朱子学を尊ばれた如く、廷臣もこれに倣つて朱子学を学ぶべきであるのに「異学」に向かう者の多い現状を憂いた。かような朝廷内の儒学動向も兼香が崎門学を修めようとしていた原動力になつた事が考えられる。

（二）『靖献遺言』と『拘幽操』の修学

かような意志で朱子学を学んでいた兼香であるが『兼香公記』のうち「先生」と附されているのは「敬義先生」（闇斎〈享保七年正月十日条〉・「重遠先生」（琳庵〈享保五年五月二十一日条〉・「尚斎先生」（享保六年十二月三日条）・「直好先生」（修居〈同六年九月二十四日条〉）、そして前掲した「綱斎先生」である。琳庵・尚斎・修居は兼香が直接学んだ人々であり、彼らを師として敬称を附するのは自然である。一方、闇斎―綱斎二先生の学風であつた事が察せられる。その事慕の念からである。この事から彼が修めようとするのは、闇斎―綱斎二先生の学風であつた事が察せられる。その事を示すのが『拘幽操』と『靖献遺言』の修学である。以下その実際について『兼香公記』から上げよう。

享保六年四月十八日条

今日聖学図一卷、同講義一帖、靖献遺言献〔三冊浅見安正〕述作見之、喜悦呼忠臣可学能、可為熟覧事也、

同六月十二日条

義兵衛講拘幽操、

同二十二日条

義兵参来講拘幽操附録了、

同七年三月二日条

順利講靖猷遺言韓愈伯夷章、

同九年四月二十日条

今日終日靖猷遺言講義二冊、以順利本令校合、即事了、

享保六年に兼香は綱斎の『聖学図講義』（また綱斎著という「聖学図一卷」）と『靖猷遺言』を読み「忠臣可学能、可為熟覧事也」と、同書に対する率直な感想を述べている。四月十八日は丁度、尚斎が江戸へ到着した日でもある事から、同書を兼香に献上した人物は綱斎門でもあった修居であろう。注目すべきは『靖猷遺言』を献上した上で、闇斎が表章した『拘幽操』講義に兼香が進んでいる事である。

『靖猷遺言』とは漢土の代表的な忠臣八人（屈原・諸葛亮・陶淵明・顔真卿・文天祥・謝枋得・劉因・方孝孺）の事歴を通じて、如何に君国へ忠義を尽くすべきかを具体的に示した書である。⁽¹²⁾ 綱斎の雑話を記録した『浅見先生学談』（近藤啓吾・金本正孝編『浅見綱齋集』国書刊行会、平成元年所収）には、

学問ハ名分ガタ、ネバ君臣ノ大義ヲ失フトノ玉フゾ。此意ヲ世人ニシラセント思フテ、ヲレガ靖猷遺言ノ書ヲアラハシ出シタゾ。コノ書ヲヨクミヨ、聖人ノ大道、嘉右衛門殿ノ心、コノ書ニアリ。（六四三頁）

とあり、綱斎にとって『靖猷遺言』とは「嘉右衛門殿ノ心」が込められた書であった。その『靖猷遺言』を一貫する

教えとは高弟若林強斎の講義（『靖献遺言講義』卷之一「靖献遺言目録」（近藤啓吾校註『神道大系 垂加神道（下）』神道大系編纂会、昭和五十三年所収）に詳しい。曰く、

忠臣義士ノ心ハ、万古一轍、古今無間ニテ、屈原ノ汨羅ニ沈レタモ、忠臣ノ靖ジ献ル心。陶淵明ノ年号ヲ用ヒズ
甲子バカリヲ書レタモ、繼絶惻怛ヤムニヤマレヌ靖ジ献ル心。孔明ノ鞠躬尽力、死而後已、ト云タモ、文天祥モ、
方孝孺モ、ドレモカモ、時コソカワレ、場コソチガヘ、忠義ノ心ハ古今一轍デ、サウ云ナリニ身ヲ剉マレ骨ヲ碎
カレテモ、此忠義ノ心ノヤムト云コトハナイ。（二三九頁）

「時コソカワレ、場コソチガヘ」ども、八人の忠臣達に見える「忠義ノ心ハ古今一轍」であり、その「忠義ノ心」とは畢竟「繼絶惻怛ヤムニヤマレヌ靖ジ献ル心」に他ならない。その「繼絶惻怛」について、綱斎が講じた『拘幽操師説』（前掲『浅見綱齋集』所収）では「真実君ヲ大切ニ思フ繼絶惻怛ノ心」（六七三頁）とし、或いはまた、

真実君ガイトシウテ忍ビラレスト云フ至誠惻怛ノ本心ヲ尽ス本法ノ忠トハイヘヌ。（六七二頁）

とあるが、君が愛おしくて忍ばれない情意こそ正しく「繼絶惻怛」・「至誠惻怛」である。この「心」があれば、自ずと我が「身」は「心」と連動し、心身一体となって、君へ「忠」を尽くす事になる。綱斎はかような人を「仁者」とし、かくある為に経書を講じたのであった。⁽¹³⁾ 綱斎が講じた『拘幽操』とは文王の「真実君ガイトシウテ忍ビラレスト云フ至誠惻怛ノ本心」を韓退之が詠んだもので、これを表章し刊行したのが闇斎である。つまり『拘幽操』に見られる「至誠惻怛ノ本心」こそ、まさしく「嘉右衛門殿ノ心」であった。闇斎に学んだ尚斎も当然ながら「繼絶惻怛」を重んじた事は『尚斎先生雑談録』乾（国立国会図書館蔵）享保十年失月日条に記された以下の言に明瞭である。

直方四十余士ノ論甚タ非也、彼等タトヘ大樹ヘ怨ヲ含ミキリコンデカラガ是非ナシ、畢竟大樹ハ方伯ノコトナレバ君命ヲウツトハ云難シ、東方ノ者ハドコトナシニシ人心ガ改テ天子アルコトヲ知ラズニオル、直方ナドモ畢竟

サウ也、此論直方門人合点ノ上ハ直方ノ論ヲ焚テステルガヨシ、頃日唐ヨリ渡ル本ニ王学ヲ論シテ「日知録ト云」コノアトデ我師トタノミタルモノ、王学ヲ信セラレテ版行ニアリツルヲ師恩ヲ報ユルト思テ、見アタリ次第ヤキステタルトアル、尤ナコト也、直方ノ論、世ニ行ハル、ト至誠惻怛ノ心ヲケスヤウナモノ也、

今ノ天子、只コレヨリヲトサレヌヤウニト嬰兒ノ父母ヲ頼ムヤウニ関東ヲ思召テゴサル、サテ〳〵感傷ノ至リナルコト也、天下一治ノ思召ハナクテ因幡堂ノ御袴^{マツ}再奥ト云ヤウナルコトノミ、甚可^レ歎^ク、トカク人ヲ不顧シテ自ラツトムル時トミエタリ何方モ学者ニ事カケテ発ルベキ勢モ鳴^{ナリ}ヲヤメテアル也、

尚斎は青年時代に学んだ先輩佐藤直方の「四十余士ノ論」をして「非也」とする。「四十余士ノ論」とは、大石内蔵助以下四六名が主君浅野長矩の仇討の爲、吉良義央を討った赤穂事件をめぐる四十六士論であるが、直方は彼らを「大法ヲ背キ上ヲ犯ス之罪人也」とした。その上で、彼らが自刃しなかったのも幕府の処断を待ったのではなく「人之感賞ヲ得テ死ヲ遁レ禄ヲ得ル之謀ニ非ズヤ」（『佐藤直方四十六人之筆記』）『近世武家思想 日本思想大系27』岩波書店、昭和四十九年所収）以上三七九頁）と、人々が彼らを称美する事で、死を逃れ、さらに別の主君に召し抱えられて禄を得ようとする謀としたのである。かような直方の言に対し、綱斎と尚斎は批判していた。¹⁴尚斎からすれば、直方の議論は関東の人々が京都に天子（君主）が居られる事を忘却している事と同義であるという。この事をよく弁えて、直方の門人らは師の四十六士論を打ち捨てるべきであると批判し、このまま彼の議論が世上で罷り通るようでは「至誠惻怛ノ心ヲケスヤウナモノ也」とする。

後段は、朝廷が父母の如く関東に縋って、感傷に耽り、天下を治める事も出来ず、ただ因幡堂で仏に祈祷をするのみという現状を尚斎が痛く憂いた記事である。尚斎は君として「天下一治ノ思召」を下すべき天皇（朝廷）が衰えて「天下一治」の主導権を諸侯（「方伯」）に過ぎない関東が握っている事を問題視していた。その要因は前段を踏まえると、

人々が「至誠惻怛ノ心」を忘却している事にある。そうした傾向は関東人に顕著であり、直方もその類であった。右の記録は江戸の盛況を実見すると共に、京にあつては一條家に出入りして朝廷の実情を知る尚斎の朝廷志向を示すものである。純然たる朱子学者尚斎が、君臣の義に基づき抱いていた君臣関係に対する問題意識とは、望楠軒に通ずる部分があつたと言えよう。

また尚斎は武蔵忍藩主阿部正武に儒臣として仕えた経験を持つが、そこで壮絶な経験をしている。正武の後を継いだ藩主正喬の素行を問題視する尚斎は諫言して、致仕を願い出るも、暗君の怒りを買ひ、宝永四（一七〇七）年に忍城へ幽閉され、二年間もの間投獄されていた。主君に対し、問題があれば諫言を憚らぬ尚斎の性情を踏まえれば、兼香に対しても彼の問題意識を諫言していた事であろう。かような師の下で学ぶ事で兼香も天皇・朝廷の為すべき事が「天下一治」である自覚が養われたと考えられる。

以上を踏まえると、兼香は尚斎に学ぶ中で「至誠惻怛ノ心」・「繼絶惻怛」の大事を教授され、さらに修居から『靖献遺言』を献上された後、四か月の間に熟読し、さらに進んで「至誠惻怛ノ心」・「繼絶惻怛」の大事を「敬義先生」が表章した『拘幽操』の講義に求めたのであろう。同書の附録で、綱斎が詳しく註を施した『拘幽操附録』の講義をも合わせて受ける事で、兼香は「嘉右衛門殿ノ心」（『繼絶惻怛』）を看取せんと励んでいた。兼香が『靖献遺言』に感銘を受けていた事は、その後も訂斎から講義を受け『靖献遺言講義』の校合をしていた事に明らかである。

（三） 一條家と尚斎門

然るに兼香が「敬義先生」・「綱斎先生」の学問を目指していた事は、これまで見てきた『兼香公記』に明らかである。となれば、綱斎の学堂を継承していた強斎の望楠軒から学んでも良い筈であろう。しかし、兼香は三宅尚斎に就き、

彼の門弟に信頼を寄せていた。その所以として考えられるのは、当時の崎門学派内部に於ける尚斎の立場である。

享保五（一七二〇）年、強斎は同じ綱斎門であつた修居を介して、尚斎の『洪範全書統録』を得ると、師説を巡り意見を対立させ、両者は絶交に至つた。この事で修居も望楠軒から遠ざけられてしまふ。⁽¹⁵⁾この一件について強斎が語つた『雑話統録』（前掲『神道大系 垂加神道（下）』所収）の記事は当時の尚斎の立場をよく明示している。曰く、

三宅氏ハ綱斎同学ノコト也、志モ有^レ之様ニ相聞ユルニツキ、余所ナガラ珍重ニ思ヒ居ル折カラ、三宅氏、垂加翁ノ洪範（ノ）伝ヲ受ラレ、其記録モ出来タル由、丹次甥味池儀兵衛来リテ話スユヘ、垂加翁ノ直伝トアレバ、何トゾ右記録拜見申度旨ヲ云入レタレバ、早速聞届ケ、右記録ヲ貸シテ、オモハクモ有ラバ遠慮ナク申セトノコトナル由ニ付、甚タ感心シテ、流石垂加翁ノ門人ナリ、…（一一九頁）

強斎が尚斎に抱いていた印象とは「綱斎同学」にして「垂加翁ノ門人」の先輩であつた。故に、彼の記録した「垂加翁ノ直伝」であろう『洪範全書統録』に学ぼうとしたのである。結果として、同書は尚斎が師説に対して、自説を立てたものであり「垂加翁ノ直伝」を学ぼうとしていた強斎の宿願が叶う事はなかつたが、右を見ても、尚斎が閤斎の孫弟子世代の崎門学者から「垂加翁ノ門人」として、一目置かれる存在であつた事が分かる。さらに強斎易簣後の望楠軒は、尚斎門と親しく交わっており、必ずしも両派が対立関係にあつたわけでは無い。綱斎からも直接学ぶ事の出来なかつた小野鶴山以後の望楠軒にとって、閤斎—綱斎の直弟子尚斎の存在は、同学の大先輩として、尊重されていたのである。実際、尚斎の自著『黙識録』には、強斎が録した綱斎の「大学口義」が粗雑である事への批判や、綱斎歿後の後事について山本復斎に問い質した事が記されており『尚斎先生雑談録』坤、享保十七年三月二十五日条には、強斎門の小林静斎に望楠軒が神道を学ぶ所以について問うている。また望楠軒の西依成斎は綱斎の高弟復斎の子息大作（正義）を復斎の弟子飯田桂山と相談の上、崎門学派の先輩で年長者でもあつた訂斎に預ける程の関係にあつた。⁽¹⁶⁾

上述した如く、青年時代の兼香が学を蒙ったのは、闇斎の直門浅井琳庵であった。琳庵亡き後、闇斎の直弟子に学ぼうとするならば、崎門学派内に於ける立ち位置からして、尚斎に学ぶのが順当である。兼香が抱く事となった綱斎敬慕の念も尚斎に学ぶ事で、次第に養われたのであろう。兼香が尚斎に従学した事は、彼が「敬義先生」の直門から学ぶ事を強く希望していたと察せられる。この事は、当該期の崎門学派に於ける尚斎の立場が同学内でも長老的であり、別格の存在であった事も明示していよう。

その尚斎に対して元文元（一七三六）年から論争を行なったのが、竹内式部であった。式部は、闇斎の学問が神儒兼学であるという強い信念を抱きながら、神道を軽視する尚斎と訂斎に対して、その非を弁じたのである。この論争は先輩後輩の上下の分を軽んずるもので「敬」を著しく欠いた行動であった事から、式部の学んだ望楠軒でも問題視された。結果、式部は同学派より「義絶」に処されてしまう。⁽¹⁷⁾ この論争は延享三（一七四六）年まで続いており、尚斎はその途中、元文六年正月二十九日に歿した。

当時、着実に京都で頭角を現していた式部と、崎門の長老で兼香の師でもある尚斎との間で交わされたこの論争は、兼香の耳にも入っていたと考えるのが自然である。さらに撰家を頂点とした「家格」と、それに基づいた家礼関係に顕著な如く、厳格な上下秩序が重んじられる公家社会に居り、自身もまた自家の家臣に向けて上下秩序の遵守を命じていた撰家の兼香にとって、この論争は式部に対する不信感を抱かせる事になったであろう。彼が尚斎門に信頼を寄せ、望楠軒の学者を呼ぶ事をしなかったのも後輩である強斎が先輩の尚斎との間で溝を深め、絶交の関係にあった事によるのかもしれない。とまれ、尚斎門と式部との関係は、後の宝暦事件に際し、式部門弟処罰の中心となった子息道香の行動背景を見る上で注意すべきである。

享保十六年八月二十九日条には、

伝之助来講小学序嘉祥是中納言中将依所望講之、余乍序聞之、中納言着狩衣聽聞之、依初会不及講書、

とあって、道香も經書講義を望み、三宅典昌による初めての『小学』講義を受けた。典昌による『小学』講義は同年十月十九日条にも見える。その後は津田近義が道香へ經書を講じた（前掲享保二十年二月十三日条）。『兼香公記』からは、近義が道香へ講じた書物のうち、判然とするのは『小学』と『近思錄』のみであるが「勘六来大納言読出了」という記事が、同年には類出してゐる事から、道香が彼から一程度、朱子学を学んでいた事が分かる。

三宅尚斎門と一條家との関係は兼香薨去後も続いた。式部門弟らによる桃園天皇への『日本書紀』御進講が問題化した際、式部が奉行所に呼び出されると、関係者として「久米新次郎」と「津田勘六と申一條家の儒者」も呼び出された。その際、訂斎と近義は式部に關する不利な証言を行つてゐる。¹⁹⁾ 彼らは嘗て師尚斎を誹謗した式部の不敬を決して忘れてはおらず、また庶人である式部を罰する事の出来ない道香に代わり、彼の意向に沿つて奉行所で証言をしていたのである。式部に向けられたであろう兼香の不信感については上述したが『日本書紀』御進講の一件に際し、御進講の中止と式部門弟の処罰を主導した道香の行動背景として、父の抱いていた不信感を承け、さらに尚斎門から聞き及んでいたであろう式部の悪印象もその背景にあつた事が考えられる。この点は宝暦事件を見る上で、閑却出来ない。

以上『兼香公記』から兼香による崎門学の修学実体を確認してきた。尚斎門に学んだ兼香による朱子学修学は生半可なものではない。ただし、兼香が最初に就いた琳庵は、神儒兼学の学者であり、また彼の敬慕した一條兼良も神道を熟知していた事は、闇斎も度々用いた大著『日本書紀纂疏』に明らかである。そこで次節では兼香の垂加神道修学の実態について確認しよう。

二、垂加神道の修学

(一) 神儒兼学の徹底

兼香が青年時代に琳庵を通じて一程度、神道を学んでいたであろう記事は、享保八年五月二十四日条の「献注」と題する一文から窺える。

主上雖為第一是以正直、道為大節は神聖御伝授之通也、近代神道者禰宜神主不知実事は 唯一神道、敬義先生(マシ生) 王 神道外令知実事者不是、仍彼輩者以名目為第一、不然事世也、如会津国主用 敬義先生道、神儒道妙契不
二、道儀行国家、是用朝廷奏之施行、一天下上下分正明、天人一体之处、神武天皇治教天下国家人々欲令知事也、
勿論往古以来上下分令定其家者雖成第一官、国務儀于茲可有子細、至関白上以仰有任太政大臣、令沙汰雖撰家花
族諸家何可謂所存哉、当時若為沙汰者、如尚斎先生不他人、若被至大学寮者、味池義平外不是、此外者以彼君子
輩、所意可任其官事也、

近年「神道者禰宜神主」らは「唯一神道」の真価を知らぬ。それを知るのは「神儒妙契」を説いた「敬義先生」による神道の他になく「会津国主」保科正之の如く「敬義先生」の神道を朝廷も奉ずる事で、道義国家となろう。さすれば神武天皇が天下国家を治め、万民をよく導いた聖代に相通ずる。なお、兼香は神武天皇の「八紘為宇の詔勅」を我國の根本理念とし「神武天皇治教天下国家人々欲令知事也」と表したのであり、彼もまた垂加神道家にとっての理想的治世であった神武創業を理想としていた事⁽²⁰⁾が分かる。

右に明らかな如く、天皇による理想的な「国家」統治は、君御一人では成らず、それを支える臣下の存在は重要である。特に「国務」を司る者として関白・太政大臣の責務は重い。その職に任じられ、摂家や清華家、その他諸家を

統率せんとしても如何に従わせるのが良いか。そこで、模範的とすべき人物は「尚斎先生」の他に居らず「大学寮」で学問を講ずる教師として適任であるのは「味池義平」の他に居ないと賞美した。兼香が尚斎と修居を尊敬し、また学者としても信頼を置いていた事が良く窺えよう。かような「君子輩」に「官事」も任せるのが理想的である事を兼香は説いている。

右の記録に明らかな如く、朱子学の素養に加え、神道、それも垂加神道について、兼香は少しく学んでいた事が窺える。なお同日条には、当時の朝廷に仕えた要人達の人物評も詳細に記されているが、そのうち「正親町一位公通公」の項を見てみよう。

甚好酒及遊興、邪智多、不異于凡人、是自敬義先生授神道口伝「風水風葉之旨也」、雖然全不聞經学、後日被立私意、其神道さへ似扶醉漢、違服伝、不然事也、「公通公与下御霊社司直元輩守古義」是以可知、行跡下鴨社司「祐之跡主」儒重遠「浅井先生俗名万右衛門」此等、雖学彼流、師伝令相違处、称新伝人々令告之、是同敬義先生令会得处云々、於神道者彼流儀可貴々々

右は飽く迄、兼香の視た正親町公通評である。これを見る限り、公通に対する評価はそれ程高くない。その所以として考えられるのは、公通に見られる「不聞經学」の態度である。この頃、朱子学を尚斎門から熱心に学んでいた兼香にとって、神儒の「妙契」を説いた「敬義先生」の道統を継いだ公通が儒学を疎かにする事は、道統者としての自覚を損なつたも同然と見ていたのではあるまいか。また兼香からすると、当時の公通は「私意」を立てており、これに対しても不満を抱いていたようである。なお梨木祐之と琳庵も垂加を学んだが「師伝」と違ふところがあり「新伝」と称されてはいたものの、その思索の結果として「敬義先生」の学問を会得したという。⁽²¹⁾

また割注箇所には「下御霊社司直元輩守古義」とあるが「古義」とは、闇斎以来継承されてきた師説の事であろう。

兼香は享保十年以後、神道修学を本格化させるが、当時存世で直弟子の公通から学んだ記録は『兼香公記』には見えない。闇斎の直弟子から学ぼうとしていた兼香が、公通に従学しなかったのは、彼の学問に対する姿勢に満足が行かぬところがあつたからであろう。厳しい公通評からは「敬義先生」の学問を厳格に継承しようとする兼香の人物像を窺わしめる。

(二) 垂加神道家としての位置

翌年閏四月七日条によると、出雲路直元が一條邸を訪れ「神道令伝授之旨言上」があり、兼香も学祖闇斎（垂加社）の奉仕を勤める直元へ誓文を提出した。⁽²⁾以後、神道修学を本格化させ『兼香公記』によれば『日本書紀』神代卷上下・『古事記』・『三種神宝之伝』・『十種神宝之伝』・『猿田彦之伝』・『神籬磐境之伝』・『渾沌之殿御伝』、そして橘家神道書である『橘家神軍伝』を学んでいた事が分かる。

兼香の神道修学上、先ず注意すべきは『橘家神軍伝』の講義である。同十年七月四日条には、

直元来講義神代卷「神籬磐境伝也」…直元説於神道老懸者是土金ニ而為貴人地下迄モ不他願敬之意也、大星伝之事者、於軍法大節ナル事橘氏伝アリ、「神武天皇御軍法是也」

とある。この日、兼香は神代下第九段一書の第二（「神籬磐境の神勅」）の講義を受けた。直元によれば神道の「老懸」は「土金」であり、貴賤問わず「敬之意」が大事なのである。「大星伝之事」云々以下は「橘氏伝アリ」とあるが、これは『橘家神軍伝』の事で、要するに軍法の大事で、身に着けるべき「老懸」とは「敬」である事を直元から聞いたのであろう。同十月二十一日条には、

下御霊社司直元来講神代卷、乍序大星伝授之、是神武天皇御軍及楠正成又ハ東照宮御軍立大星云々、「是一書伝

終後事也、」

とあり、兼香は直元から『橘家神軍伝』の講義を受けるに至った。「大星之伝」が納められた同書卷一（東京大学史料編纂所蔵徳大寺家本）のうち、特に重要な一文は、

楠正成詞ニ何トナク君ヲウラミ奉ル心出キタラハ天照大神ノ御名ヲ唱ヘ奉ルヘシ、

である。「大星之伝」は日を背に負つて行軍せられた神武東征（神武天皇御軍）の神学に依拠した兵学思想で、ここに見える楠木正成の精神は、玉木正英や若林強斎、また彼らに学んだ垂加神道家達に継承された。七月四日条の記事を踏まえるに、直元は常に「敬」を守れば、自ずと天皇が我が身に御蔭を施される「太陽天日ノ御人体」（「大星之伝」）である事を自覚するのであり、君を怨み奉る心など微塵も起きる筈がない、と講じたのであろう。なお同秘伝には「東照宮御軍立」云々という事は記されていない。この内容は直元が同秘伝を現今の世と照らし合わせて応用的に講じたもので「東照宮」として「天皇ニ叛キ奉」る（同前）事は無いので、その「御軍」も一応は立っている、という意味であらう。

然るに上述した「縊縊惻怛」とは崎門学（朱子学）で説かれた臣道の大事である。楠公の言葉とは「縊縊惻怛」の精神に加え、御蔭を蒙る天照大神の御子孫なれば恨むことなど有り得ない、という信仰（神学）が、その根底にある。この信仰は、天照大神に帰一せんとする絶対の安心であり、この信仰がある事で「縊縊惻怛」の精神もより強固となる。尚斎門にはこの点が欠けていた。「縊縊惻怛」の大事を知りつつ、神道を熱心に学んでいた兼香ならば、楠公の言葉に感銘を受け、直に君へ御仕えする者のあるべき姿勢が養われた事は、想像に難くない。兼香は楠公の言葉を望楠軒の門人から直接学ばなかったが、直元から学んだ『橘家神軍伝』を通してその精神を体得していた、と言えよう。かくの如く、神儒の修学を進めた兼香に対して、直元は父信直の霊社号「八鹽道霊社」の揮毫を彼に願った（享保

十九年二月一日条)。同十八日条には、

出雲路摂津守来不見之、是内々申入、中臣祓風水鈔^マ之事何とそ一冊願拝借之義令願望即以景春申出云、彼書不伝授者殊垂加霊社作書也、可借遣併此書物者從梨木家密々令到来不可有他見之由告之、然処彼者「下鴨祢宜」泉亭中務大輔有内縁若令相聞者可有如何哉、其処ヲ加吟味其上二而ハ可借遣之由段々令所意申云、泉亭當時梨木家与不和之間何左様義不申入事ニ令存、殊ニ一分ニ令書写候義、来月二日八塩霊社祭日自其日令書写度所存之由申之、然者廿一日為借用可為參入之由告之、又講談之義月二一毎会可為沙汰兼而申聞之了、

とある。直元から「内々」に『風水草』借覧について申し入れがあり、その趣旨について一條家の諸大夫景春から兼香に伝えられている。闇斎の神学が定められた『風水草』とは垂加神道書の中でも特に重要なもので、易々と伝授されるものではなかった。兼香によれば当時、同書は下鴨社の梨木家で密に伝えられたもので、他見を禁じられている事を告げている。兼香としては同書を見たいのなら、同家に直接頼むのが良いと考えたものではあるまいか。しかし、直元には梨木を頼れぬ事情があった。直元の息女は下鴨社禰宜の泉亭俊永と内縁の關係⁽²⁾にあったが、梨木と泉亭は當時不和の關係にあったからである。こうした中で直元は三月二日の「八塩霊社祭日」から『風水草』の書写を始めようと考えていた。そこで事情を知った兼香は師の要望に応えるべく、二月二十一日に同書を貸す事を伝え、合わせてまた月一回の講義も行うよう直元へ伝えた。

こうして二十一日、直元は一條亭を訪れ『自従抄』を献上しているが、その時に彼は以下の様な不満を兼香に漏らしている。

下御霊社司直元来、自從抄以下持参之見之、密々申入中臣祓風水抄^マ一冊遣借之、必梨木家無沙汰様申聞之、申云垂加直書信直給之、而公通卿奪取之、雖四十有余満不渡之、先年雖申其儀且以不被出之、然処令借用欣悦不斜之

由申之退去、

兼香は直元へ『風水草』を貸していたが、他見させてはならないという梨木家からの厳命がある為、同家にはこの事が知られぬように、と直元に申し聞かせた。『風水草』は闇斎が易簣する際、下書きは公通へ、清書本は信直へ与えられていた為、⁽²⁵⁾直元が敢えて同書を借覧する必要はない。だが右によれば、信直に与えられた直筆の清書本を公通は「奪取」ったという。それから清書本は公通の下で四十年近く保管され、公通薨去後も渡されなかったところ、兼香を通じて借りる事が出来たので、直元はこれを喜んでいた。実際に公通が直元の言う如く、信直から「奪取」ったのか。或いは直元が知らぬだけで信直自身は道統者である事も考慮して、同家に貸した可能性もあるだろう。両者の間で如何なるやり取りが為されたのは定かでない。⁽²⁶⁾また同三月一日条でも直元は、

公通卿称道秘不知人、以已一人知之、為本甚不然、神文之上其人体、依其品不伝者、道及断絶義、然トモ不好其事、人不教之云々、

と、公通が秘伝伝授の秘匿性を高める事について兼香へ不満を漏らしており、少なくとも彼が公通を快く思っていない事、公通は確かである。故に、仮令、道統者であつても父の霊社号を公通に揮毫してもらう事を直元は良しとしなかったであろう。

兼香の主導した靈元天皇の相殿奉斎をめぐる動向について、磯前順一・小倉慈司氏は「(正親町)実連とは直接の関わりのない動きであり」、公通薨後の正親町家が「垂加神道における求心力は失なわれ」(「正親町家と垂加神道」〔両氏編『近世朝廷と垂加神道』ぺりかん社、平成十七年所収)六八頁)ていた事を指摘された。直元の公通に向けられた不信任や、兼香の公通評を見る限り、正親町家の求心力が低下していた事は確かであろう。当該期に於いて朝廷内の垂加神道を支える中心人物として兼香が台頭してきた事は間違いない。

その背景として、先ず両者の社会的立場の違いが挙げられる。羽林家の公通に対し、兼香は摂家という格上の立場にあり、氏長者である兼香が垂加神道を推進すれば、格下の正親町家が奉ずる垂加神道が朝廷内で求心力を失い、衰微していくのは、やむを得なき事である。しかし、単に家格だけの問題であれば、朝廷外の垂加神道家からの信用は得られまい。さらに注意すべきは両者の学問に対する態度である。

兼香は神道のみならず、朱子学をも修めた神儒兼学の人であった。一方、公通は道統者でありながら儒学修学を徹底せず、また晩年は、秘伝の秘匿性を高める事に終始し、実学的・精神的な面を教授出来なかった。「敬義先生」の神道を朝廷が奉じて「道儀」国家足らしめんとする信念を抱きながら、並々ならぬ修学態度で神儒兼学を徹底し、また天皇に直接働きかける事が可能な政治力を持つ兼香であったからこそ、天皇への神号奉授・下御霊社の相殿奉斎を可能とし、また朝廷外の垂加神道家である直元からも期待と信頼を寄せられる存在になっていた。かくの如く兼香は、摂家氏長者としての社会的立場と神儒兼学による学問的態度によって、朝廷内外の垂加神道家・崎門学者からの求心力を得ていた。

(三)「神籬磐境之伝」伝授と「覚悟」

かくて直元に学び始めて十年、遂に兼香は最奥秘伝「神籬磐境之伝」を承ける事となった。この時、兼香は直元よりその「覚悟」を問われている(享保二十年五月十六日条)。そこで彼は自身の「覚悟」を諸大夫の景春に記録させた。その内容は以下の通り。

下御霊社司直元来講神代卷事了、於次間給酒肴退出、「神籬磐境義御伝之外、今日摂関家可為覚悟事言上、即景春於次写令書之了」…

直元此日去月度々問、若 神籬之事為執柄臣者必為覺悟命、景春令書之、尤於予前申入、太占之事又起樹ハ心沙汰又持^{タモナ}ハ任也「是大節御伝也、心ハナレハヲキタツコトモナラズ、国大臣心アシケレハ天子ノ政タ、ヌ事也」吾兒視此宝鏡当猶視吾可^レ同^レ床共^レ殿以齋鏡——「ユカトイフモミアラカト云モ、ミナ天子ト心ヲヒトツニシテ天下ヲ守リヲサメシムルコト也、当神ノ日ヲオフテ直ニ天子ニツカエマツルトシルヘシトソ」

垂加神道では天照大神（天子）の勅命を奉戴する高皇產靈尊（撰関）が天子の担う「祭政」を御支えし、さらに尊の命によつて八百万神（万民）も天子に心を寄せて「君臣合体」し、以て国中が皇天二祖の御心に掩れた平穩無事な状態を理想としたのである。かような理想的国土を実現すべく、万民の為に「祭政一致」して国を治める事が、君の御責務であり、その御責務を果たさんとせられる神武天皇を御傍で支えたのが、天種子命であつた。かくて、天皇は万民に御自らの御使命を広く伝えるべく「八紘為宇の詔勅」を發せられたのである。臣下はその御使命を体得して、国中にそれを弘めると共に、天皇を御支えし、御護りせねばならない。⁽²⁷⁾つまり神代を理想とする垂加神道家にとつて、天皇（天照大神）を御支えする臣下の中でも高皇產靈尊たる撰関とは神学上、極めて重要であつて、まさに「国大臣心アシケレハ天子ノ政タ、ヌ」のである。故に、兼香は天皇の大御心が離れる事の無いよう、我が心は常に大御心へ寄り添う所存である旨を述べた。

また天照大神は「宝鏡奉斎の神勅」によつて、御自らの神霊を宝鏡に留め、皇孫と同床共殿となられる事で常に皇孫を守護せられる事から、まさに「ユカトイフモミアラカト云モ、ミナ天子ト心ヲヒトツ」にしている（「神皇一体」）。その「ミアラカ」で御蔭を直に蒙る兼香は、直に君へ御仕えする右大臣であり、より一層その自覚を持って「天子ト心ヲヒトツ」にし（「君臣合体」）「天子ニツカエマツル」との「覚悟」を表明するのであつた。「覚悟」を述べた兼香の心とは、学祖闇斎以来伝えられてきた「真実君ヲ大切ニ思フ纏綿惻怛ノ心」であり、また「当神ノ日ヲオフテ直ニ

天子ニツカエマツル」者の奉公心得こそ「君ヲウラミ奉ル心出キタラハ天照大神ノ御名ヲ唱ヘ奉ルヘシ」に他ならない。兼香がこの楠公の遺言を『橘家神軍伝』に学んだ事は、上述した如くである。

以上の「覚悟」と精神は当然、これまで確認してきた神儒修学を通じて養われたものである。この時期の兼香をして、近衛家熙は『槐記』（『近世随想集 日本古典文学大系』岩波書店、昭和四十年所収）で以下の如く評している。

一條殿ハ当世ノ才也。朝家ノ御為ニハケツカフナル事也。此度春宮ノ傳ニナラレモ、何角云出サル、ホドノ事、皆一器量アリ。イヤト云ハレヌ理窟ドモヲ云出サル、奇特ノ事也。（四五六頁）

「当世ノ才」と評し、兼香が己の「覚悟」のままに天皇へ仕え奉る佛が窺える。かような人物が桜町天皇親王御在位中に、親王へ道義を教授する東宮傳に任じられていた（享保十三年六月十一日）事は注意すべきであろう。この事は後に「聖主」と仰がれた天皇の英姿を形成した事が考えられるからである。そこで次節ではこれまで確認してきた垂加神道・崎門学の修学実体を踏まえ、兼香の教育が如何に桜町天皇に反映されたのか、この点について考察を試みる。

三、「帝王治国論」に見る君徳涵養

垂加神道を本格的に修学する以前より、兼香は神武創業を理想としていたが「神籬磐境之伝」伝授の前年、彼は「帝王治国論」と題した評論を享保十九年九月十四日条に書き留めている。その要所は以下の通り。

帝王治国論

上古神武天皇以後至淳和天皇者人撲、而教令行、而天下販道慕聖王風化、「已上忠仁公在御作者」其冠服正、而明上下官位直、而分序次諸国立学校、以教其孝悌忠信、举其秀英明才、以正其職、庶士庶民進孝弟廉直、以賜官田民起孝直、是依 主上及大臣之道徳也、凡天子昼夜不放冠手執六経書先君政事之文、大臣行政教先務民事国守

治懲勤之、政典群臣宴有其法式上古勸和漢政也、：

不知民勞、因茲帝道日衰、國中大乱、延喜以後雖盛風化、王風衰微、此後雖大臣武臣淫乱奢驕無礼讓或為霸者学、乱王風其間雖有良臣不用天子、只依内縁外祖申分政事不叶、我朝格式剩乱令條不定、朝廷私定新令、任我意求^貴具金銀、為系図只武家已為親属、是俗云平相国清盛公流風也、

神武天皇以来「聖王風化」を慕い、天下に教えが施されてきたが、なかでも淳和天皇の御代の頃から天皇を御傍近くで、その「政」を御支えした国史上初の摂政藤原良房は『貞観格式』を編纂し、冠服・官位の上下を糺した。またこの時期、諸国に学校も建てられ、そこでは「孝悌忠信」を教え「秀英明才」の人を登用する。その教化は庶人にまで及び、人々は「孝弟廉直」となり、官人に官田を与える事で、民を起こすとなり、万民の意識を直くした。それを可能としたのは、天皇の御徳はもとより「大臣之道徳」による。かくある為に、天子は常に冠を離さず、君としての自覚を持つて学問に励み、先帝の「政事」を範とする。大臣は行政を執行する事を先務とするが、その職務は多岐に亘り「民事国守」を統率し、また「政典」（法令）には祭祀に伴う群臣の宴（礼制）もある。これらは上古和漢に通ずる「政」であり、それらをよく学ばねばならない。

前段では和漢の「政」、国史に基づいて天皇と大臣の有るべき姿を説き、後半部は「延喜以後」、「王風衰微」した有様を説いている。武臣による覇道を許して王風を乱し、良臣が居ても天子は用いられず、ただ外戚を登用するばかりで「政事不叶」、我国の秩序を定める「格式」は乱れ、また「令條」が定まらなくなった。それどころか朝廷は私に法令を定め、私欲のままに「金銀」を求め、挙句の果てには系図へ武家を加えるに至った。その代表例こそ平清盛である。兼香は神武創業以後、国史上では良房による『貞観格式』を経て『延喜格式』の編纂された「延喜の治」の頃を特に理想的な治世としており、不徳な外戚による摂関政治を批判する。この点『保建大記』に

親しんだ兼香⁽²⁹⁾もまた、武家による覇道を許した根本要因を朝廷に見ていた事が窺える。

天皇は「祭政一致」して、国を治める事が御責務であり、それを「君臣合体」して御支えする大臣（高皇産靈尊）には当然「道徳」が求められ、かような人物を御傍に登用せねばならない。「帝王治国論」からは兼香が神武創業を理想としつつ、国史に依拠して天皇と大臣が共に学問に励む大事と朝廷が国家の「政」を担う責務がある大事とを自覚していた事が良く分かる。さらに兼香は有るべき「祭政」についても具体的に説いており、彼は朝廷（天皇・大臣〈公家〉）が法令によって国家の祭祀を執行し（「祭」）、官位によって上下秩序（「政」）を確固としたものにする必要を説いていた。

享保二十（一七三五）年三月二十日、新帝桜町天皇が即位せられた。これにより、兼香も東宮傳を辞任する。その後、四月二十二日条には、新帝が学問をせられず、和歌や蹴鞠に励んでいる事を憂慮した記事が見える。また、享保二十年七月二十五日条には、

主上自旧冬貞観政要被聞食、日野西宰相侍講、実全卿云、如此臣下被召御前被聞食者、如貞観古事、主上被仰云、雖唐太宗不実徳、於主上者、従貞観政要被学周世之思食之由也、実全卿更不及言上云々、

主上和歌御詠吟之時ハ忘食物給、民部卿なと諫心云々 又靈元院御宸翰令学御、

予思称、禁中沙注給公武共二被用近代於帝王学者、大学及四書六経之外不是、我朝不渡来学已前法式於御学問儀者、可為諫言儀可有之事云々

天中柱皇神者、近代聖主 神道及和漢書被聞食御云々、

とある如く、前年冬に当時親王であつた桜町天皇は、日野西資敬より「貞観古事」に倣つて『貞観政要』の講義を受けたようである。滋野井実全によると、天皇は唐代の聖君太宗と雖も「不実徳」と仰せられた。これに対し資敬は、

主上には『貞観政要』を通じ、漢土の聖代たる「周世」を学ばれるべきと言上するだけであった。当時の天皇は和歌に沈潜され、漢字を学ばれぬ御姿を見て、上冷泉為久などは「諫心」したという。その後、天皇は「近代聖主」にして、神道はもとより和漢の書に親しまれた靈元天皇の宸翰に学ばれたという。

これに対し、兼香は『禁秘御抄』は公武共にもこれを用いているが、帝王学に必要なのは『大学』と四書六経であるという。しかし我国には、漢字が入る以前の学問の方式として「諫言」があるではないか。我国は「諫言」が「御学問儀」としてあるのだから、為久も「諫心」するだけでは何ものならない、と兼香は感じただろう。右の記事からは、兼香が『靖献遺言』や尚斎の師風を受けて『貞観政要』に記された「諫言」の内容を実践して示さんとする気概が窺えるものであり、また東宮傳時代、如何に天皇へ学問を講じていたのが察せられる。

一方で桜町天皇の御動静にも注意が必要である。一見すると、天皇は帝王学を学ばれず、和歌のみに耽つておられたように見える。しかし、天皇からすれば『貞観政要』では満足せられず、また仮令、漢土の聖君太宗であつても「不実徳」であつた。そうして、靈元天皇の宸翰に学ばれた。天皇が漢土の聖代、聖君ではなく御歴代を模範とせられんとする御意志を抱かれていた事が拝察せられる。和歌を熱心に学ばれたのも、御歴代の御精神を継承せんとする為であらう。なお、後年の事にはなるが、桜町天皇は靈元天皇が御心を寄せられていた垂加神道をも御学びになられるのであつた⁽³⁰⁾。

後世、柳原紀光の『閑窓自語』（『日本随筆大成（第二期）』8 吉川弘文館、昭和四十九年所収）に於いて、

むかしより、延喜、天曆のみかとを、ひしりの御門といひつたふ。その外の御門は、ときにとりてはいふめれとも、昇霞の後はいはぬにや。桜町院はいみしきおほんときいまそかりけるをあふきて、いまに聖主と申すなり。このみかとは、中御門院第一のみこにて、新中和門院の御はらなり。享保五年正月一日の曉に降誕あり、をよそ元三

のおほんむまれば、神武天皇、垂仁天皇の外みおよはす。(二七七〜二七八頁)

と、称された「聖主」桜町天皇の聖蹟こそ、厳しくも「真実君ヲ大切ニ思フ繼繼惻怛ノ心」で天皇に相對していた兼香による、平素からの帝王教育によって君徳涵養せられた何よりの証左なのである。

かくて元文以後、天皇の大御心によって進められた一連の朝儀復興と官位制度改革に対し、閑白に就任(元文二年八月二十九日)した兼香もこれに應ずるべく「天子ト心ヲヒトツニシテ天下ヲ守リヲサメシムルコト」に努めるのであった。

おわりに

鷹司家より一條兼輝の養子に入った一條兼香は兼輝の遺命と一條家の当主たんとする自覚から遠祖「兼良公」の如く、和漢の学を学び始める。その際、兼香は父に倣って崎門学(朱子学)を修めんとし、学祖山崎闇斎の直弟子三宅尚斎とその門弟らに従学した。兼香は尚斎門から、君臣上下の分や諫言の大事を学び、その素養は当時、彼が進めた家内統制にも応用された。兼香の崎門修学上、特に重要なのは「真実君ヲ大切ニ思フ繼繼惻怛」なる学祖の「心」である。闇斎とその高弟浅見綱斎の学風を敬慕する兼香は、この精神を高著『靖献遺言』と『拘幽操』から徹底的に学ぶのであった。

かくの如く、尚斎門から朱子学(臣道)を学ぶ兼香であったが、彼が最初に就いた学問の師は闇斎直弟子で神儒兼学の浅井琳庵であったことから、早い段階で神道に関する素養を兼香は身に着けていた。垂加神道の修学を本格化するのは享保十年以後で、彼は出雲路直元に従学する。極めて厳格に学祖の学風である神儒兼学に努める兼香は、直元からの期待と信頼を寄せられる存在となる。次第に政治力も併せ持つようになり、当該期に於ける朝廷内部の垂加神道

を支える中心人物となっていた。

神道修学を進め、遂に奥秘に至った兼香は、天皇（天照大神）を御支えする大臣（高皇産靈尊）としての務めを全うし、天皇の大御心に沿い「君臣合体」して「祭政」を御支えする「覚悟」を宣誓する。尚斎門から「繾綣惻怛ノ心」を学び、さらに直元から「君ヲウラミ奉ル心出キタラハ天照大神ノ御名ヲ唱ヘ奉ルヘシ」を学ぶ事で「繾綣惻怛」の臣道精神をより強固にした。

かくの如く、兼香が天皇の「祭政」を高皇産靈尊として御支えせんとしていた志向性は閑却出来ない。即ち桜町天皇と兼香の「協調路線」とは、彼が垂加神道を学んだ関白であった事もその背景にあったのである。兼香の行動を全て学問に還元する事は出来ない。だが、兼香の行動原理を単に「撰家」という「家格」だけで見る事も、また不十分である。社会的立場に加え、兼香の「人格」を養った学問の存在にも留意しながら、彼の言行を見る必要があるだろう。これは兼香に限った事ではない。

かような兼香は東宮傳として昭仁親王（後の桜町天皇）に仕えて帝王教育を為し、君徳涵養に勤めた。兼香の著した「帝王治国論」とはその教育内容の一端を窺わしめるもので、神武創業を理想的治世として仰ぎ「君臣合体」する為に、天皇と大臣が共に学問に励む大事と朝廷こそ国家の「祭政」を担う責務がある事を大書していた。その後、寛保三（一七四三）年に清華家による撰家相続問題と九條家相続問題、延享二（一七四五）年の勅問衆人事をめぐって、天皇と兼香との「対立」が生じる。ただし撰家という立場に加え、崎門学を修めた兼香が上下秩序を重んずる志向性を持っていた事は明らかである。これら三件が「家格」に基づく上下秩序、天皇の下で諸家を束ねる事を責務とする撰家の尊厳に関わるものであった事から、彼は反対の意向を示したのである。兼香の「反対」意見とは「撰家の地位を強化する」事を意図した「拒否」ではなく、君臣上下秩序を守る為に『靖献遺言』や先師尚斎の師風によって養

われた「諫言」の大事をそのまま実践した事が考えられる。

さらに、これらが何れも朝廷内の「政務」であり、国家天下の「祭政」に関係しなかった事も注意を要する。兼香が最も力を入れたのが、後者である事は、早くも享保八年五月二十四日条に見える「献注」、そして「帝王治国論」に明らかである。故に、前者に見られる「対立」と後者に見られる「協調」を同列視した上で「桜町天皇期の朝廷運営のあり方」を見る事は、さらなる「再検討」を要するのではあるまいか。加えて、今後は一條兼香の人物像と学問を踏まえる事で、桜町天皇が推進せられた朝儀再興に際し、それを支えた兼香の精神的役割についても、より具体的に検討する事が出来よう。何れも今後の課題としたい。

註

- (1) 山本信哉「垂加神道の源流と其の教義」(平泉澄編『闇斎先生と日本精神』至文堂、昭和七年所収)、磯前順一・小倉慈司「正親町家と垂加神道」(岡氏編『近世朝廷と垂加神道』ペリかん社、平成十七年所収)等を参照。
- (2) 江頭慶宣「延享元年宇佐使再興の研究——一條兼香・到津公著の和氣清麻呂顕彰の一端について——(上)(下)」(『神道史研究』五三—二・五四—一、平成十七—十八年)、同「宇佐神宮御奉納桜町天皇五十首御製考」(『大倉山論集』五七、平成二十三年)、同「宇佐神宮御奉納桜町天皇五十首御製の写本について」(『大倉山論集』五八、平成二十四年)等。
- (3) 垂加神道では普遍的な「道」(神道・儒学)の究極的な一致を説いており、これを「妙契」としている。故に、神儒の「習合」を戒め、飽く迄も神儒兼学に努めるべき事を説いた。なお神儒兼学については松本丘「闇斎学派に於ける神儒兼学の展開——妙契と習合——」(『藝林』六八—二、令和元年)、久保隆司「敬義内外」説と「神儒兼学」との関係性における闇斎神学の構造的な理解について——主に「静坐」を通しての心身論的視点からの探求——(『藝林』六八—二、令和元年)を参照。

- (4) なお、兼香の父兼輝の学問については平井誠二「江戸時代の公家の精神生活——一条兼輝を中心として——」（『大倉山論集』二五、平成元年）、松澤克行「一条兼輝の学問——兼輝公記」に見える書籍年表稿」（『東京大学史料編纂所研究紀要』二九、平成三十一年）を参照。また兼香は伯家神道も学んでいたが、この事については幡鎌一弘「白井雅胤が八神殿神璽を一条兼香に奉呈するに至った道のり——天理図書館所蔵吉田文庫白井本の紹介をかねて——」（『天理図書館報 ビブリア』一三三、平成二十二年）を参照。

- (5) 宣通については西岡和彦「大山為起と『職原抄玉掇』——垂加神道家の『職原抄』研究——」（『朱』五二、平成二十一年）参照。
- (6) 琳庵については松本丘「浅井琳庵伝——闇斎直門の一学者——」（『垂加神道の人々と日本書紀』弘文堂、平成二十年所収）参照。

- (7) 三宅尚斎については池上幸二郎「三宅尚斎先生事略」（伝記学会編『山崎闇斎と其門流』明治書房、昭和十三年所収）、海老田輝巳「三宅尚斎」（同氏・吉田健舟『佐藤直方 三宅尚斎』明德出版社、平成二年所収）、平重道「三宅尚斎の神道批判と鬼神来格思想」（『近世日本思想史研究』吉川弘文館、昭和四十四年所収）等を参照。

- (8) 修居については岡次郎編『南狩録』上下（文成社、昭和六年）、川島右次「味池修居先生」（『山崎闇斎と其門流』所収）、同『味池修居先生小伝』（『禾舟漫筆』七、昭和十一年）参照。

- (9) 訂斎については岡次郎「久米訂斎先生」（『山崎闇斎と其門流所収』所収）、同編『学思録鈔』上下（文成社、昭和六年）、同編『四部書 全』（文成社、昭和九年）参照。

- (10) 池上幸二郎編『闇斎先生易賛計状』（晴心堂、昭和十四年）に所載の天和二年九月十五日植田良背宛植田勝八郎書状によれば、一條兼輝の元には闇斎直弟子の植田良背の兄勝八郎が仕えている。また前掲松澤「一条兼輝の学問」によれば、同じく闇斎直門の正井宗順にも学んでいた（六〇頁）。

- (11) 前掲海老田「三宅尚斎」一三七頁参照。

- (12) 『靖献遺言』については、近藤啓吾『浅見綱斎の研究』（神道史学会、昭和四十五年）、同『靖献遺言講義』（国書刊行会、昭和六十二年）等を参照。

- (13) 綱斎の心身観並びに「縫絳惻怛」については拙稿「浅見綱斎『論語師説』と縫絳惻怛——わが国に於ける『論語』実践——」（『國學院中國學會報』六六、令和二年）を参照。

- (14) 綱斎「四十六士論」(近藤啓吾・金本正孝編『浅見綱齋集』国書刊行会、平成元年所収)、尚斎「重固問目(先生朱批)」(近世武家思想 日本思想大系27『岩波書店、昭和四十九年所収)、また三者の四十六士論については田原嗣郎「四十六士論をめぐる論争」(『赤穂四十六士論』幕藩制の精神構造) 吉川弘文館、昭和五十三年所収)、谷口眞子「近世中期の日本に於ける忠義の観念について―山崎闇斎学派を中心に―」(『早稲田大学総合人文科学研究センター研究誌』四、平成二十八年)等を参照。
- (15) 強斎と尚斎との間に生じた衝突と、修居の立場については近藤啓吾「兩種の浅見先生文集」(前掲『浅見綱齋の研究』所収)、同「洪範全書統録をめぐりて」(『若林強齋の研究』神道史学会、昭和五十四年所収)を参照。
- (16) 以上、尚斎門と綱斎門との交流関係について詳細は拙稿「崎門学派に於ける実と真」(『神道史研究』六七―二、令和元年)、同「竹内式部の学問形成について―啓蒙辨を中心に―」(『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』一五、令和三年)を参照。
- (17) 尚斎―訂斎と式部との論争は松本丘「竹内式部の『日本書紀第一講義』」(前掲『垂加神道の人々と日本書紀』所収)、また前掲拙稿「竹内式部の学問形成について」も参照。
- (18) 兼香による家内統制については田中曉龍「享保期における摂家の家内騒動と家法」(『近世の公家社会と幕府』吉川弘文館、令和二年所収)を参照。
- (19) 以上『糾問次第』(星野恒「竹内式部君事蹟考」富山房、明治三十二年所収)三三―三四頁参照。同書についての検討は別稿にて論じたい。
- (20) 垂加神道に於ける理想的治世に関する神学については西岡和彦「神籬磐境考―垂加神道の祭政一致観―」(阪本是丸編『国家神道再考―祭政一致国家の形成と展開―』弘文堂、平成十八年所収)、同「垂加神道流天孫降臨考」(『藝林』六八―二、令和元年)、同「神武創業の精神と垂加神道―君臣合体守中之道―」(『國學院大學研究開発推進センター編』『近代の神道と社会』弘文堂、令和二年所収)参照。
- (21) 前掲松本「浅井琳庵伝」によれば、琳庵や祐之は「中臣祓」に関する秘伝を承けられずにいた事から、それぞれの研究によって自説を「発明」していた。しかし自説の主張は正統継承者公通とそれを支えた玉木正英からは、正説を乱す存在として危険視されていた可能性を示唆された。なお実際に、琳庵と祐之が公通との間で対立が生じ、植田良背の仲介によって和解を見た事も松本氏の研究に明らかである(四五頁参照)。

(22) 出雲路敬榮氏所藏『出雲路家系統譜』(写真帳『下御霊社記録』所収、東京大学史料編纂所所蔵)にて「父霊社(八塩道)之遺緒ヲ承ケ一條兼香公ニ神道ヲ伝授シ同公ノ御命ヲ蒙ハ」とあるが、この『兼香公記』の記事は兼香が直元へ入門していた事を裏付けるもので、その年月は享保九年閏四月七日である。

(23) 近藤啓吾『瀧津亭記』の「こころ」(若林強齋先生『拾穂書屋藏版、平成二十三年所収』では「もし君を怨むの心が生じたならば、天照大神の御名を唱へよ、と。浄土宗にては事あるごとに南無阿弥陀仏と唱へ、法華経にては南妙法蓮華経と唱へて、わが信ずる仏の加護を願ひ、ここにみづからの道を与へられる。天照大神の御名を唱ふべしとは、まさにこの念仏であり題目であり、必死に天照大神の御名を唱へてその御加護にすがるとき、大神は冥加を授けられるであらう」(八八頁)と、明瞭に楠公の言葉に込められた信仰について説かれている。

(24) 『鴨県主家伝』(東京大学史料編纂所所蔵)によれば、俊永は正徳二年五月十三日の生まれで、享保十六年十月七日、中務大輔に任じられていた。時期から推定しても『兼香公記』に見える「泉亭中務大輔」とは俊永であろう。さらに俊永の子息俊春の母は「下御霊神主撰津守直元女春源信子」とあり、確かに出雲路家と泉亭家との間には姻戚関係があった。

(25) 前掲『闇齋先生易簣計狀』、近藤啓吾「山崎闇齋に於ける『中臣祓』」(『統々山崎闇齋の研究』神道史学会、平成七年所収)、谷省吾「山崎闇齋の臨終」(『垂加神道の成立と展開』国書刊行会、平成十三年所収)等を参照。

(26) なお闇齋易簣(天和二年九月十六日)後の九月二十二日付植田良背宛出雲路信直書状(前掲『闇齋先生易簣計狀』所収)には、「風水草清書、私に御渡被^レ遊候儀に付、内々のもの何廉さ、わりに成り、邪曲を申出し、色々出入御座候得共、中納言殿証人故、先づ御無事に納り申候」とある。近藤氏は闇齋の家人(内々のもの)から信直に清書本『風水草』が預けられる事に異議が出たものの、公通が証人になる事で何とか解決した事を指摘されている(前掲近藤「山崎闇齋に於ける『中臣祓』」四一〜四二頁参照)。この経過を踏まえると、一時的に信直が清書本は預かり、その後、公通へ渡す事が取り決められていたのかも知れない。さらに直元と雖も公通が『風水草』を容易に公開しなかった背景として、嘗て霊元天皇が同書をして「此書ハ貴重ナル書ノミニテ、容易ノ説ニ非ズ。長ク汝ガ家秘トシテ、妄リ二人ニ示スコトナカレトゾ」(南川維遷『閑散余録』(『日本随筆大成』第二期)20)吉川弘文館、昭和四十九年所収)六九頁)と仰せられた事から、同書を披見させる段階にない者には「妄リ二人ニ示スコト」をしなかった事も考えられる。以上の内情を直元が知らなかったとすれば、公通の行動を怪訝に思ったのも無理はなからう。

(27) 前掲西岡「垂加神道流天孫降臨考」参照。

(28) 『新訂増補 国史大系五十六卷 公卿補任 四』（吉川弘文館、昭和四十年）二七八頁参照。

(29) 『兼香公記』享保八年五月五日・十三日条参照。

(30) 延享元年頃、桜町天皇は松岡雄淵に学んだ吉田兼雄から、雄淵の解釈に基づく「三種神宝之伝」を学ばれている（拙稿「松岡雄淵の学問と業績」『神道学則日本魂』を中心として）（『神道宗教』二六二、令和三年）三七～三八頁参照）。

